

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の

外来医療費助成方法は償還払いになります！

<入院医療>

<外来医療>

◆当該医療に係る窓口での自己負担額が高額療養費の限度額を超えた場合に1万円となります。※入院の場合は、窓口での現物給付です。	助成額と助成方法	◆当該医療に係る一部負担金の合算額が高額療養費の限度額を超えた場合に、高額療養費の限度額（一部負担金）から、参加者証に記載のある自己負担額1万円を差し引いた額を償還払いとして返還いたします。
①肝がんの医療行為 ②重度肝硬変の医療行為 ③肝がんの医療行為と判断する薬剤等 ④重度肝硬変(非代償性肝硬変)の医療行為と判断する薬剤等 ⑤その他の医療行為 ※詳しくは茨城県HP実施要項別添3をご参照ください。	対象医療	1. 肝がん外来医療に該当する医療行為 ①分子標的薬を用いた化学療法 ②肝動注化学療法 ③粒子線治療 ④その他の医療行為 ①、②、③の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為 2. その他 上記1.を行うために明らかに必要と認められる外来医療（薬剤の処方を含む）であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

対象の薬剤と対象外の薬剤がある場合は、対象の薬剤にマーカーで印をつけてください。

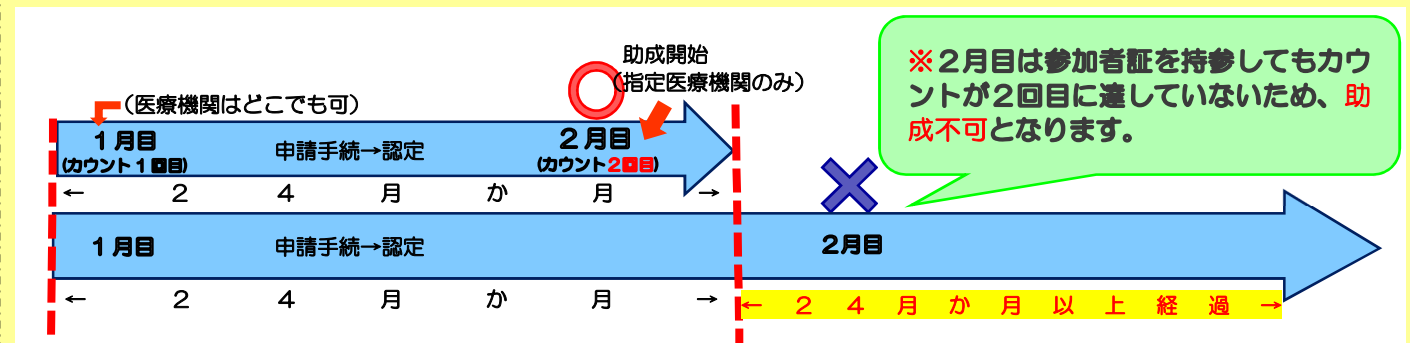
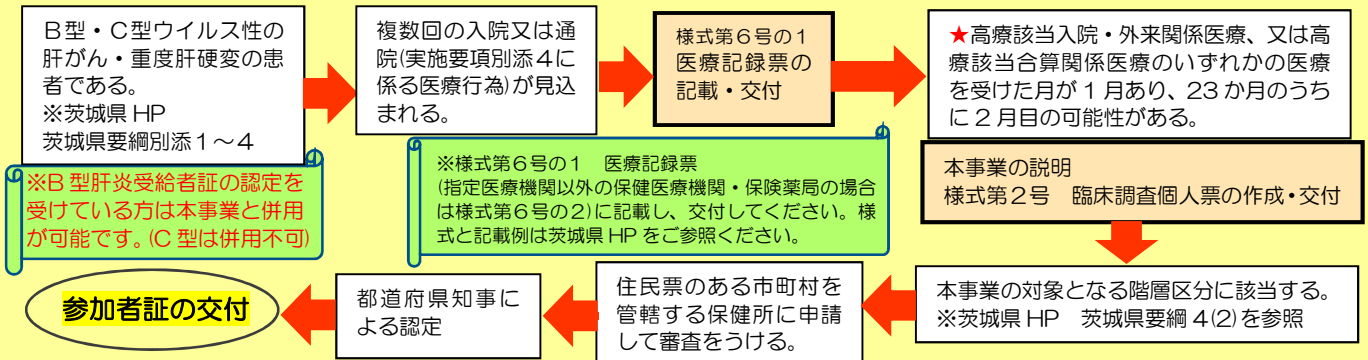
【注意】

- ◆過去24か月以内に2月以上高額療養費の限度額に達した月がある場合2月目以降の指定医療機関又は保険薬局においての対象医療費分が助成対象となります。
- ◆外来の場合は入院とは異なり、窓口では高額療養費の限度額に達するまで一部負担金を徴収いただきます。
- ◆助成の可否は、本事業の対象医療費の1か月分の合計額が高額療養費の限度額を超えるかどうかで判断しますので、対象となる医療費については、患者負担が21,000円未満であっても全て1枚の医療記録票にまとめて記載してください。

本事業の参加者証交付申請及び入院医療・外来医療の医療費助成を受ける場合に、医療記録票が必要となりますので、対象患者へ事業のご案内をいただき、医療記録票の交付・記載をお願いいたします。
※様式や記載例については茨城県HPをご覧ください。

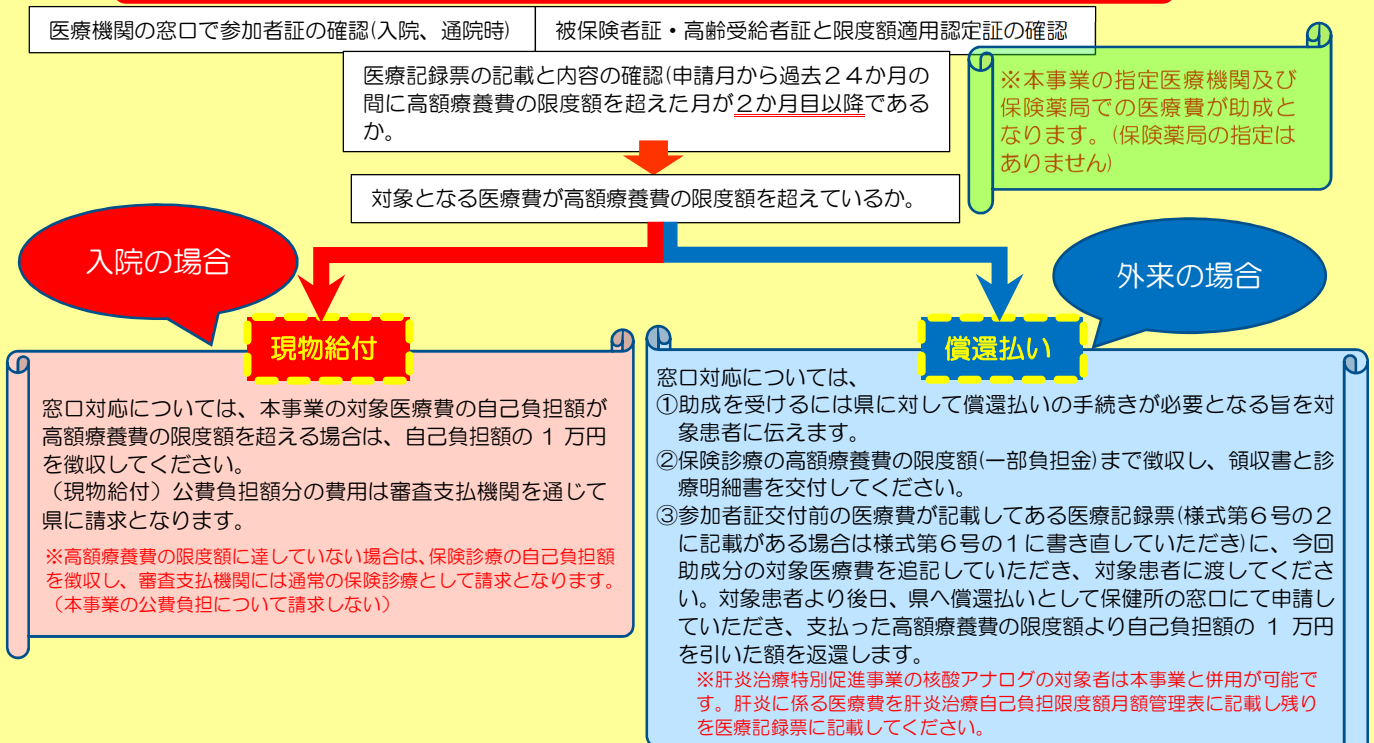
<参加者証申請までの流れ>

参加者証交付前は指定医療機関に限らず、保険医療機関で受けた本事業の対象医療費であれば申請可能



<参加者証交付後の助成までの流れ>

参加者証交付後の助成は、指定医療機関で受けた本事業の対象医療に限ります。



指定医療機関の申請について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における、対象者が助成を受けることのできる医療機関として、知事が「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」を指定することとしています。

肝がん・重度肝硬変入院医療や肝がん外来医療を適切に行うことができ、本事業の実施に協力していただけること以外に特に要件はありません。

※様式や記載例については茨城県のホームページをご確認いただき、管轄の保健所へお問い合わせください。